

令和2年4月20日

鳥居善太郎議長 殿

大阪維新の会東大阪市議団

金沢大貴 井越智嘉代

那須宏幸 中原健氏

高橋正子 森脇啓司

森田典博 笹谷勇介

東大阪市議会議員報酬2割削減を求める要望書

新型コロナウイルス感染症は日増しに増加の様相を見せている。政府の緊急事態宣言を受け、大阪府においては令和2年4月7日に緊急事態宣言措置をまとめ、府内全域で平日・休日を問わず不要不急の「外出の自粛」と「イベントの開催の自粛」を求めた。

さらに、4月14日からは遊興施設や運動施設、遊技場などに対し5月6日までの休業要請がなされた。感染の状況が刻々と変化し、東大阪市民の暮らしにも深刻な影響を及ぼしている。こうした中、東大阪市議会議員は市民から負託を得た代表であり、だからこそ市民と気持ちをひとつにすることは至極当然である。

国会においても、国民と気持ちを一緒にするのが大事なことだとして、議員歳費を当面1年間、2割削減することで与野党が合意した、という報道がなされている。

本市においても4月15日に野田市長が「痛みを分かち合わなくてはならない」として来年3月までの給与2割削減を表明した。

いま本市の議員報酬については「東大阪市特別職の議員報酬等審議会」が開催され議論がなされている。しかしながら、新型コロナウイルス感染症により、東大阪市においても未曾有の危機状態であり、二元代表制であるとはいえ、市長・議会が一致団結、気持ちを一にし、一丸となってこの危機を乗り越えなければならない。

鳥居善太郎議長におかれましては、国会や野田市長と同様、市議会議員報酬2割削減の条例案を市議会としてまとめていただき、早急に臨時会が開催されるべく先導して頂くことを強く要望する。

東大阪市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を
改正する条例制定の件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出
します。

令和2年5月1日 提出

提出者

東大阪市議会議員

嶋谷昌美	森脇啓司	笹谷勇介	松尾武
金沢大貴	森田典博	松川啓子	菱田英継
井越智嘉代	十鳥雅雄	安田秀夫	山崎毅海
那須宏幸	西村潤也	吉田聖子	西田和彦
馬場徳子	右近徳博	岡修一郎	川光英士
川口泰弘	木村芳浩	樽本丞史	大野一博
横田信一	上原賢作	嶋倉久美子	浅川健造
谷口勝司	塩田清人	長岡嘉一	
中原健氏	野田彰子	松平要	
高橋正子	中西進泰	鳴戸鉄哉	

東大阪市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を

改正する条例（案）

東大阪市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年東大阪市条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

- 2 議会議長、議会副議長及び議会議員に支給する令和2年6月から同年11月までの各月分の議員報酬及び令和2年6月1日を基準日とする期末手当の額を算定する場合の議員報酬の月額、別表中「800,000円」とあるのは「720,000円」と、「740,000円」とあるのは「666,000円」と、「700,000円」とあるのは「630,000円」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東大阪市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>議会議長、議会副議長及び議会議員に支給する令和2年6月から同年11月までの各月分の議員報酬及び令和2年6月1日を基準日とする期末手当の額を算定する場合の議員報酬の月額</u>は、別表中「<u>800,000円</u>」とあるのは「<u>720,000円</u>」と、「<u>740,000</u>」とあるのは「<u>666,000円</u>」と、「<u>700,000円</u>」とあるのは「<u>630,000円</u>」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>平成21年6月に議会議長、議会副議長及び議会議員に支給する期末手当に関する第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の212.5」とあるのは、「100分の192.5」とする。</u></p>